

特定教育・保育施設の認可定員の設定等について

○利用定員の増について

平成30年度から、年度当初の待機児童ゼロを維持しているが、本市においても、人口減少及び少子化の深刻化並びに就学前児童数の減少が年々加速しており、これに比例して教育及び保育ニーズも減少している。

新型コロナウイルス感染症の影響も考えられるが、未就学児の教育・保育需要の縮小が想定以上に早く、これに伴い、各施設（特に小規模保育事業を抱える法人や幼稚園）から、事業縮小や定員減の相談が増加している。

本市としては、市全体の需要を把握しながら、各施設及び事業の供給体制の一層の適正化に努めなければならないが、本市の教育・保育需要から、認定こども園化及び認可外保育施設化を含め、1号はもちろん、2・3号も利用定員の増を認めていない状況である。

○今回の届出について

あかしあ認定こども園及び幼保連携型のなか認定こども園より、「公定価格上の最低の定員区分である15名とするため」という理由で、1号認定子どもの認可定員数を「9人」から「15人」へ変更する旨の届出があった。

認可定員の増については、国のFAQにおいて「利用定員は、認可定員に一致させることを基本とする。」と明記されているところであるが、本市では、年度当初の待機児童が再び発生するなど、本市の教育・保育需要が大きく変わらない限り、引き続き利用定員の増は認められないため、利用定員と認可定員とが一致しない状況となる。

変更前の事前協議において、上記の状況となる旨を説明したところであるが、今回の届出があったためこれを受理し、届出どおり「9人」から「15人」に変更しようとするものである。

認可定員	教育・保育施設の設置に当たり、認可もしくは認定され、その後の変更につき適正な手続きを経た定員であり、 施設の受入上限定員
利用定員	子ども・子育て支援法第27条第1項等の確認において定め、給付費（委託費）の単価水準を決めるものであり、利用児童数をもとに、施設・事業者が決める定員 →市町村においては、施設・事業者との意思疎通を図り、その意向を考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人数の実績や今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定していただくことが必要（国FAQより）

○認可定員変更の概要

【現 状】

施 設 名 称	あかしあ認定こども園	幼保連携型のなか認定こども園
施 設 区 分	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園
所 在 地	末広東 2 条 9 丁目	豊岡 11 条 8 丁目
利用定員 (1 号)	9 人	9 人
利用定員 (2・3 号)	80 人 (2 号 45 人, 3 号 35 人)	120 人 (2 号 63 人, 3 号 57 人)
認可定員 (1 号)	9 人	9 人
認可定員 (2・3 号)	80 人 (2 号 45 人, 3 号 35 人)	120 人 (2 号 63 人, 3 号 57 人)



【変更後】

施 設 名 称	あかしあ認定こども園	幼保連携型のなか認定こども園
施 設 区 分	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園
所 在 地	末広東 2 条 9 丁目	豊岡 11 条 8 丁目
利用定員 (1 号)	9 人	9 人
利用定員 (2・3 号)	80 人 (2 号 45 人, 3 号 35 人)	120 人 (2 号 63 人, 3 号 57 人)
認可定員 (1 号)	15 人	15 人
認可定員 (2・3 号)	80 人 (2 号 45 人, 3 号 35 人)	120 人 (2 号 63 人, 3 号 57 人)